



福岡県医師会 第2587号
平成25年2月1日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

行橋市子ども医療費支給制度の改正について

今般、行橋市より、平成25年4月1日診療分から標記における医療費助成の対象を、下記の通り拡大する旨、通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、行橋市役所福祉部子ども支援課児童家庭係(0930-25-1111 内線:1181、1182)までご照会ください。

記

1. 改正日:平成25年4月1日

2. 改正内容

(1) 子ども医療費支給制度

	現行	改正後
対象者	0歳～小学校3年生	0歳～中学校3年生
対象者数	約6,250人	約10,000人
一部負担金	・3歳未満の児童:自己負担なし ・満3歳～小学校3年生の児童: 外来 600円/月(上限) 入院 500円/日(月7日限度)	・3歳未満の児童:自己負担なし ・満3歳～中学校3年生の児童: 外来 600円/月(上限) 入院 500円/日(月7日限度)
所得制限	なし	なし

※いずれも、1医療機関(薬局を除く)ごとに自己負担となる。

※保険対象外は全額自己負担となる。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
母子保健担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

24 行福字第 2295-2 号

平成 25 年 1 月 15 日

福岡県医師会長 殿

行橋市福祉事務所長 白川 達也



行橋市子ども医療費支給制度の改正について

平素より本市児童福祉行政の推進に対し、格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件についてですが、本市では、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図るという観点から、平成 25 年 4 月 1 日より現在の子ども医療費支給制度の対象年齢の拡大等を予定しております。

つきましては、子ども医療費支給制度を別紙のとおり改正いたしますのでご協力のほどよろしくお願いします。

お問い合わせ

〒824-8601

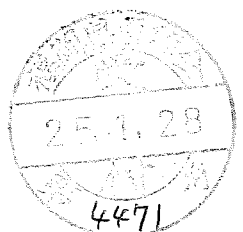
福岡県行橋市中央1-1-1

行橋市役所福祉部子ども支援課児童家庭係

担当：丸山・北島・荒巻

TEL：0930-25-1111（内線 1181、1182）

FAX：0930-22-7952



◇子ども医療支給制度新旧対照表◇

	改正後	改正前
施行日	平成 25 年 4 月 1 日～	平成 23 年 4 月 1 日～
対象者	0 歳～中学校 3 年生	0 歳～小学校 3 年生
対象者数	約 10,000 人	約 6,250 人
一部負担金	・ 3 歳未満の児童…自己負担なし ・ 満 3 歳～中学校 3 年生の児童…外来 600 円／月(上限) 入院 500 円／日(月 7 日限度) ※いずれも、1 医療機関(薬局を除く)ごとに自己負担となる。 ※保険対象外は全額自己負担となる。	・ 3 歳未満の児童…自己負担なし ・ 満 3 歳～小学校 3 年生の児童…外来 600 円／月(上限) 入院 500 円／日(月 7 日限度) ※いずれも、1 医療機関(薬局を除く)ごとに自己負担となる。 ※保険対象外は全額自己負担となる。
所得制限	無	無